

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付要綱

令和 5 年 3 月 1 4 日
文 部 科 学 大 臣 決 定

（通則）

第 1 条 中小企業イノベーション創出推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号。以下「施行令」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第 2 条 この補助金は、革新的な研究開発を行う中小企業（以下「スタートアップ等」という。）による研究開発を促進し、その成果を国主導の下で円滑に社会実装し、我が国のイノベーション創出を促進するための制度（以下「SBIR 制度」という。）において、スタートアップ等が社会実装に繋げるための大規模技術実証事業（フェーズ 3 事業）を実施する場合に、「中小企業イノベーション創出推進事業（文部科学省分）」を実施する基金設置法人が、補助金の交付を受けて造成する中小企業イノベーション創出推進基金（以下「基金」という。）を活用して、その経費の全部又は一部を補助することで、我が国におけるスタートアップ等の有する先端技術の社会実装の促進を図ることを目的とする。

（交付先）

第 3 条 この補助金は、文部科学大臣（以下「大臣」という。）が基金設置法人に対し、その申請に基づいて交付する。

（交付の対象）

第 4 条 この補助金は、基金設置法人が、別途定める「中小企業イノベーション創出推進事業費補助金実施要領」（以下「実施要領」という。）に定める事業を実施するための基金を造成する事業（以下「交付対象事業」という。）を交付の対象とする。なお、事業の実施においては、SBIR 制度を所管する内閣府と中小企業イノベーション創出推進事業実施担当省庁（文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省又は国土交通省）が共同して実施することとする。

（交付額）

第 5 条 この補助金の交付額は、定額とする。

（交付申請手続）

第 6 条 基金設置法人は、この補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第 1 号）を大臣に提出しなければならない。

（電磁的方法による提出）

第 7 条 基金設置法人は、前条の規定に基づく交付の申請、第 9 条の規定に基づく変更の交付申請、第 1 1 条第 8 号の規定に基づく報告、第 1 2 条の規定に基づく申請の取下げ、第 1 3 条の規定に基づく支払請求又は第 1 4 条の規定に基づく実績報告（以下「交付申請等」という。）

については、電磁的方法により行うことができる。

(電磁的方法による処分通知等)

第8条 大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る第10条の規定に基づく通知、第15条の規定に基づく通知、第16条の規定に基づく返還命令、第18条第1項の規定に基づく取消し若しくは変更又は同条第2項の規定に基づく返還命令について、基金設置法人が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣は基金設置法人に到達確認を行うものとする。

(変更申請手続)

第9条 基金設置法人は、この補助金の交付の決定を受けた後の事情の変更により申請の内容を変更して交付対象事業を行う場合には、速やかに変更交付申請書(様式第2号)を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更を除く。

(交付の決定までの標準的期間及び通知)

第10条 大臣は、第6条及び前条の規定による申請書の提出があった場合には、申請書が到達した日から起算して原則として30日以内に、当該申請書の内容を審査し、交付の決定(変更の決定を含む。)を行い、交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第11条 基金設置法人は、補助金の交付を受け、基金を造成するものとする。また、この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 交付対象事業を中止し、又は廃止する場合には、大臣の承認を受けなければならない。
- 二 交付対象事業が予定期間内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに大臣に報告して、その指示を受けなければならない。
- 三 基金設置法人が業務の一部を委託した場合には、基金を活用して実施する実施要領に定める事業が適正かつ円滑に実施されるよう、委託事業者を十分に指導監督しなければならない。
- 四 交付対象事業の遂行及び支出状況並びに基金設置法人が行う実施要領に定める事業について大臣から報告を求められた場合には、速やかにその状況についての報告を記載した書類を作成し、大臣に提出しなければならない。
- 五 交付対象事業に係る予算と決算との関係を明らかにした調書(様式第4号)を作成し、これを交付対象事業の完了した日(交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- 六 基金の経理について、他の基金事業の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 七 基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、基金に充てるものとする。
- 八 基金の造成後、速やかに、基金事業に係る運営及び管理に関する基本的事項として、実施要領第2の2.に定める事項について公表しなければならない。
- 九 基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額及び基金事業の実施状況報告について、翌年度の4月30日までに実施要領第2の10.に定める事項を大臣に報告しなければならない。
- 十 基金の廃止後においても、基金設置法人が基金により補助事業に係る経費を配分した機関からの返還が生じた場合及び附帯する業務に係る経費に返還が生じた場合には、これを国庫に納付しなければならない。
- 十一 基金の額が基金事業の実施の状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合

又は大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、交付を受けた補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付しなければならない。

十二 基金設置法人は、基金造成後において施行令第4条第2項第4号に定める基金造成費補助金等の交付の目的を達成するため必要と認められる事項として、実施要領第4の3. 及び4. に定める措置を講じなければならない。

(申請の取下げ)

第12条 基金設置法人は、第10条により交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、当該補助金の交付申請を取下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書類をもって大臣に申し出なければならない。

(補助金の請求)

第13条 基金設置法人は、第10条により交付決定通知を受け、かつ、前条の規定による申請の取下げを行わない場合には、請求書(様式第5号及び別紙)を作成し、大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第14条 基金設置法人は、交付対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日(第11条第1号による交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日)又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第6号)を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第15条 大臣は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第9条に基づく申請の承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、基金設置法人に通知する。

2 大臣は、交付対象事業の適正な遂行のため必要があると認めたときは、前項に基づく現地調査等のほか、事業に係る取引(請負先、委託先以降も含む)に対して、現地調査等を行うことができるものとし、基金設置法人は当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。

(補助金の返還)

第16条 大臣は、基金設置法人に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

2 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(是正のための措置)

第17条 大臣は、交付対象事業又は実施要領に定める基金事業が適切に実施されていないと認めるときは、是正のための措置を採るべきことを基金設置法人に命ずることができる。

(交付決定の取消し等)

第18条 大臣は、交付対象事業の全部若しくは一部を中止し、若しくは廃止する申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第10条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 基金設置法人が、適正化法、施行令その他の法令若しくは本交付要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示等に違反した場合
 - 二 基金設置法人が、補助金を交付対象事業以外の用途に使用した場合
 - 三 基金設置法人が、交付対象事業又は実施要領に定める基金事業に関して不正、怠慢、その他不適切な行為をした場合（次号に掲げるものを除く）
 - 四 基金設置法人が、業務の一部を委託した場合における委託事業の指導監督を十分に行わない場合
 - 五 前四号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更等により、交付対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消しを行った場合は、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部を国庫に返還することを命ずる。

(その他)

第19条 特別の事情により、第6条、第9条、第12条及び第14条に定める手続によるところができない場合には、あらかじめ大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

- 2 この要綱に定める事項については、必要が生じた場合に大臣が必要な変更を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

文部科学大臣 殿

申請者 住 所
法人名
代表者名

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付申請書

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円

2. 添付書類

- (1) 定款又は寄附行為（写し）
- (2) 直近 2 年間の事業報告書及び決算報告（又は事業計画及び収支予算）
- (3) 基金の管理・運用方法及び業務実施体制を明らかにした書類（今後 5 年間の資金計画を含む）

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

文部科学大臣 殿

住 所
法人名
代表者名

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金変更交付申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定を受けた中小企業イノベーション創出推進事業費補助金について、中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1. 補助金 追加交付 申請額 金 円
一部取消し
(変更後交付申請額 金 円)

2. 変更を受けようとする理由

3. 添付書類
基金管理状況を示した書類等

番 号
年 月 日

文部科学大臣 名

令和 年 月 日付け第 号をもって申請のありました中小企業イノベーション創出推進事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、適正化法第8条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付要綱（令和5年3月14日付け文部科学大臣決定。以下「交付要綱」という。）第4条に定める事業とします。
2. 補助金の額は、次のとおりとします。ただし、補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとします。

補助金の額 金 円

3. この補助金は、交付要綱第 1 1 条に掲げる事項を条件として交付するものとします。
4. 事業に係る交付実績報告は、交付要綱第 1 4 条に定めるところにより行わなければなりません。
5. この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における適正化法第 9 条の規定による申請の取下げをすることができる期限は、令和 年 月 日とします。

担当：文部科学省研究開発局
宇宙開発利用課 狩場
地震・防災研究課 大榎
研究開発戦略官付 岩元
電話：03-5253-4111(内線4491)

(様式第4号)

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付調書

法人名

(単位：円)

国		法 人								備考
算出予算科目	交付決定額	歳 入			歳 出					
		科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち補助金相当額	支出済額	うち補助金相当額	

(注1) 「法人」の欄の「科目」欄は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出に当たっては、款、項、目をそれぞれ記載すること。

(注2) 「備考」欄は、参考となるべき事項を記載すること。

(様式第 5 号)

年 月 日

請 求 書

文部科学大臣 殿

名 称
代表者役職名
代 表 者 氏 名

下記のとおり、請求します。

記

補助金名	
契約額 または 交付決定額 (金額を変更した場合は変更後の金額 を記載)	円
請求額	円

(様式第 6 号)

番 号
年 月 日

文部科学大臣 殿

住 所
法人名
代表名

中小企業イノベーション創出推進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け第 号をもって交付決定を受けた中小企業イノベーション創出推進事業費補助金について、中小企業イノベーション創出推進事業費補助金交付要綱第 14 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金精算額 金 円

A 交 付 決 定 額	円
B 交 付 受 入 済 額	円
C 差 引 過 不 足 額 (A - B)	円

2. 添付書類

基金の払込み・保有の状況が分かる書類